

3月
15日(火)
まで

市民税・都民税と所得税は 期限内に申告をお願いします

受付期限が近づいていますので、申告が必要な方は早めの提出をお願いします。平成27年分の収入と所得控除などの申告は、市民税・都民税の税額決定のほか、国民健康保険税・介護保険料の算定や福祉関連手当などの判定、課税(非課税)証明書の交付にも必要です。

市民税・都民税の申告

☎市民税課 ☎内線2342

☑ 3月15日までの平日午前9時～午後4時30分

☒ 市役所第二庁舎

※市政窓口でも同期間内の平日午前8時30分～午後5時に申告を受け付けます。

☒ 28年度市民税・都民税申告書(同課、市政窓口で配布)、27年中の収入を確認できる書類(源泉徴収票・支払調書など)、27年中に支払った金額が確認できる保険料の控除証明書、医療費・雑損・寄付金の領収書など

所得税などの申告

☎武蔵野税務署 ☎53-1311

☑ 3月15日までの平日午前9時～午後5時(8時30分から受付)

☒ 同署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)

※駐車場は使用できないため、自家用車での来署はご遠慮ください。

※個人事業者の消費税・地方消費税の申告受付は3月31日(木)まで。

◇国税庁ホームページで確定申告書などを作成できます

同庁ホームページ [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税などの申告書を作成し、印刷して税務署に提出もできます。

◇国税の納付は簡単・便利

電子納税や振替納税をご利用ください

電子納税や振替納税を利用するには、事前の手続きが必要です。くわしくは同庁ホームページをご覧ください。金融機関(日本銀行 歳入代理店)でも納付できます。

詐欺電話を撃退！ 「自動通話録音機」を 無料で貸し出します

☎安全安心課 ☎内線2271

警告メッセージと録音機能で詐欺被害を防止する「自動通話録音機」を貸し出します(追加募集)。自宅の電話に取り付けて、振り込め詐欺などの犯人を撃退しましょう。



☒ 市内在住のおおむね65歳以上の方とその家族70世帯

※三鷹警察署または市からすでに自動通話録音機を貸与されている世帯を除く。

☑ 3月20日(祝)(消印有効)までに往復はがきまたはファクス、電子メールで必要事項(11面参照)・生年月日を「〒181-8555安全安心課」・FAX 48-1419・[✉ anzen@city.mitaka.tokyo.jp](mailto:anzen@city.mitaka.tokyo.jp)へ(1世帯1通。申込多数の場合は抽選)

※応募者全員に結果を通知。当選者は、指定日以降に同課(市役所3階)で受け取り。

自動通話録音機の機能

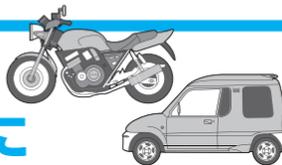
①着信すると、呼び出し音が鳴る前に、発信者に自動で警告メッセージを流します。

◇警告メッセージ

「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。これから呼び出しますので、このままお待ちください」

②受話器を取った時点から、自動で通話内容を録音します。

バイク、軽自動車などの 登録・廃車手続きは4月1日(金)までに



軽自動車税は、4月1日現在登録のあるバイク、軽自動車、小型特殊自動車などに課税されます。購入・廃棄・譲渡・移転などがあつた方は、必ず4月1日までに手続きをしてください。車両が手元になくても、廃車手続きをするまで課税されますので、ご注意ください。

☒ 排気量125cc以下のバイク・小型特殊自動車・ミニカー＝市市民税課(市役所2階26番窓口) ☎内線2355、排気量125cc超のバイク＝東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所(国立市北3-30-3) ☎050-5540-2033、四輪軽自動車＝軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所(府中市朝日町3-16-22) ☎050-3816-3104へ

平成28年度から 軽自動車税の税率が変わります

☎市民税課 ☎内線2355

地方税法などの改正により、4月1日から軽自動車税の税率が表1～3のとおり変わります。

【表1】原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車の税率(年額)

区 分		27年度まで	28年度
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	そのほか	4,700円	5,900円

【表2】3輪車・4輪以上の軽自動車の税率(年額)

区 分	27年度まで	28年度			
		①標準税率	②重課税率	③旧標準税率	
3輪車	3,100円	3,900円	4,600円	3,100円	
4輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

①＝初めて車両番号の指定を受けた日が27年4月1日以後の車両(表3の軽課税率の適用を受けるものを除く)

②＝初めて車両番号の指定を受けた日が14年12月以前の車両

③＝①②以外の車両

初めて車両番号の指定を受けた日が27年4月1日～28年3月31日の車両のうち、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、その性能(各燃費基準の達成状況)に応じて28年度に限り表3の軽課税率を適用します。

【表3】軽課税率(年額)

区 分		75%軽減	50%軽減	25%軽減
3輪車		1,000円	2,000円	3,000円
4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	5,400円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円
		自家用	1,300円	2,500円

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。軽課税率の適用基準については市ホームページをご覧ください。

先導的な環境活動を 表彰しました

☎環境政策課 ☎内線2523

市では、地域に貢献している市民・団体・事業者などの先導的な環境活動を広く紹介・普及する目的で、平成18年度から毎年表彰を実施しています。今回27年度に応募のあった環境活動について、三鷹市環境基金活用委員会が厳正に審査した結果、5件の表彰を決定し、2月17日に表彰式を行いました(敬称略)。

◆環境活動表彰

◇井の頭かいぼり隊

井の頭池の「かいぼり」で中心団体として活動。外来種の捕獲、モニタリング調査、生態系修復に関する普及啓発活動を実施しています。

◇合同会社いとへん

大規模な伐採が進む多摩地域の木材を生かす新製品を開発。地域の製材所と共に、地産地消で環境負荷を減らす取り組みを進めています。

◆環境活動功勞表彰

◇紅林美ず枝

井の頭公園や風の散歩道などで早朝の清掃活動を日課とするなど、地道な活動を長年にわたり継続し意識啓発に努めています。

◇箕輪尚文

降雪時の七中通学路での除雪作業のほか、七中の学校農園などの農地の貸与や敷地の一部を通路として提供するなど幅広い活動で長年にわたり地域に貢献しています。

◇協同組合三鷹中央通り商店会

毎月第3金曜日に三鷹駅南口周辺で清掃活動を実施。長年にわたり、商店街の美化・意識啓発に努めています。